練馬区告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第２項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和８年11月５日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月５日

練馬区長　　吉　田　健　一

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	増面積（平方メートル）
23-185	起点 練馬区　上石神井　二　丁目　37番28地先から 終点 練馬区　上石神井　二　丁目　37番3地先まで	変更前	3.92	11.16	―――
		変更後	5.00	11.16	12.12

特別区道路線区域変更図

上石神井　二丁目　地内

縮尺　６００分の１

―― 特別区道

―― 区域変更による道路



